

## 農業委員会からのお知らせ

農地法等が改正されます

12月施行

### 所有から利用中心の農地制度へ

に届けることが義務付けられました。これは、相続により不在村の土地所有者が増加する傾向にあり、遊休農地対策としても、利用権設定のあつせんを行うなどの対策が求められるためです。

他人に農地を貸しつけながら、別の農地を買ったり、借りたりすることも、厳密に審査され、許可されない場合があります。

農地の貸借規制が緩和される反面、農地として利用しない売買や貸借について、厳格に審査されることになりました。

また違反転用に対する罰則が強化されることとも、農業委員会の指導権限が強化されました。

#### 厳しくなった転用規制

学校や病院等の公共施設の転用も事前協議制となり、農業振興地域農用地区域からの除外が厳格化されました。

#### 遊休農地対策を強化

今回の農地法の改正は農地を貸しやすく借りやすくするもので、会社・NPO法人等が農地を利用できるようになります。

また農業生産法人の出資規制が緩和されました。

貸借規制が緩和される一方、転用規制が強化され、遊休農地対策も盛り込まれました。

農業委員会は毎年遊休農地調査を行っており、それに基づいて、遊休農地を解消するための対策や、農地を貸し出すよう指導することになりました。

また相続により許可なく農地の権利を取得した者は、農業委員会



毎年10月に行っている遊休農地調査

また企業等の貸借については、農地を適正に利用しない場合には解約することを契約に盛り込んだり、適正に利用されない場合には、農業委員会が許可を取り消すことができるところになっています。

農地に農機具庫を建てたりする場合も必ず農業委員会に事前にご相談ください。面積によって届出や転用許可が必要です。